

質疑・回答書

告示番号	件 名	千里中央公園施設再整備工事
No	質疑事項	回 答
1	第2.3.4.5.6.7.8号代価表の諸雑費のパーセンテージをご教示ください。 R3公共建築工事標準単価積算基準の表3-1-1、表3-1-2、表3-1-3を参照しましたが、20～30%とされていて判断できませんでした。	第2.3.4.5.6.7.8号代価表の諸雑費は20%です。
2	第6号代価表 身障者用洗面器撤去工の歩掛をご教示ください。それとも、第2号代価表 洗面器撤去工と同じと考えて良いですか。歩掛は小数点第3位“を”四捨五入ですか。	「公共建築工事標準単価積算基準」の「表M2-4-9」を参考にしています。第6号代価の歩掛について、配管工は0.207人であり、その数量の小数点第3位は四捨五入をしております。なお、第2号代価と同じです。
3	第5号代価表 身障者用便器は、通常の大便器と同じと考えて良いですか。	身障者用便器は設計書に記載のとおり、「高座面型、洗浄弁式」でみております。 配管工は0.63人です。
4	第18.20号代価表の諸雑費率とその対象をご教示ください。	第18号の諸雑費は8%で、その対象は硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP・VP・VU)【手間のみ】機械室・便所配管 接着接合 呼び径20Aです。 第20号の諸雑費は8%で、その対象は硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP・VP・VU)【手間のみ】機械室・便所配管 接着接合 呼び径20Aです。

FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp